

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和7年2月10日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 履行場所 「仕様書」のとおり。

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者で、かつ、営業品目「燃料類」で参加資格を得ている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札への参加、入札書の提出方法及び契約方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。また、契約書の締結は、原則、電子契約による。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限る。紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公告開始日から令和7年3月6日(木)17時00分まで

交付方法：上記の期間中、調達ポータル又は兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書(競争入札参加申込書)の受付期間

本公告開始日から令和7年3月6日(木)17時00分まで

(3) 入札書の受付期間

本公告開始日から令和7年3月6日(木)17時00分まで

6 開札日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月7日(金)13時30分

(2) 場所 兵庫労働局総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記5(2)の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応

じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約締結日までに国の予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) その他 詳細は入札説明書による。

8 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 手塚
電話：078-367-9173
メールアドレス：tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

入札説明書

令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン

購入契約（単価契約）

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 手塚宛

Mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 調達内容

(1) 件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

(2) 仕様及び数量 別紙「仕様書」による

(3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約締結日について

契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者で、かつ、営業品目「燃料類」で参加資格を得ているものであること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、
家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関
する特別措置法

(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されてい
ないこと。

(10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める
資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

①入札参加申請書受付開始

令和7年2月10日(月) 9時00分から

*申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書(写)
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保
険料納付に係る申立書」
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約した
もの)
- ・役員等名簿

②入札参加申請書受付締切

令和7年3月6日(木) 17時00分まで

③入札書の受付開始

令和7年2月10日(月) 9時00分から

④入札書の受付締切

令和7年3月6日(木) 17時00分まで

*通信状況等により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があ
るので、時間の余裕をもって行うこと。

*別紙「入札金額内訳書」を添付すること。

⑤代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札を行う場合は、当該システムで定める委任
の手続きを終了しておかなければならない。

(2) 紙による入札を行う場合

①競争入札参加申込書の受付開始

令和7年2月10日(月) 9時00分から

*原則、郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに入札書が到着
するよう、余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をする
こと。

*申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書(写)
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約したもの）
- ・役員等名簿
- ・競争入札参加申込書

②競争入札参加申込書の受付締切（必着）

令和7年3月6日（木） 17時00分まで

③入札書の受付開始

令和7年2月10日（月） 9時00分から

④ 入札書の受付締切（必着）

令和7年3月6日（木） 17時00分まで

⑤入札書の提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒（長形3号）に入れ封をし、入札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「3月7日開札、令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約） 入札書在中」と朱書きすること。

***入札金額内訳書を同封すること。**

*原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送し、下記（5）の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記（4）の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

（3）開札

①開札日時及び場所

令和7年3月7日（金） 13時30分

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務課会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合の開札結果については、メールや電話等で通知する。

*なお、上記（2）の⑤の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提

出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあつては、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状も併せて提出すること。

④開札に立ち会う場合における開札会場の入退場について

立会者は、開札の定刻までに開札会場に入場すること。定刻を過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむ得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 手塚

電話078-367-9173 Mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

5 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争入札参加申込書または、参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
- ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
- ③ 紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
- ④ 紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
- ⑥ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
- ⑦ 担当官が入札不完全と認めた場合。
- ⑧ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
- ⑨ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること。(開札日ではない。)

金額の記載については、算用数字を使用し、末尾に、－(ピリオド ハイフン)を記入すること。

また入札金額については、仕様書5の年間購入予定数量に1リットルあたりの単価

を乗じ算出した合計額に諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けない。
- (4) 予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (5) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (6) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。
- (7) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札事業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは公開することがあるため、了承すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 前払金及び部分払 部分払あり

8 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。契約は単価で行う。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要

9 支払の条件 契約書（案）のとおり

10 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ① 調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>
 - ② 調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683（ナビダイヤル）
03 - 4332 - 7803（IP電話等の場合）
- ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第1係まで連絡すること。
- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
 - (4) 当該契約に関する疑義・質問については、書面により令和7年3月4日（火）17時までに上記4（5）に示した場所に提出すること。（郵送及びメール可）

- (5) 入札説明会は、実施しない。
- (6) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (7) 契約関係書類の扱いについて
 - ①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

入札金額内訳書

件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

種類	予定数量	単価（税抜）	金額（税抜）
無鉛レギュラーガソリン	24,000 リットル	円	円
合計（入札金額） ※消費税及び地方消費税を含ませないこと。			円

令和 年 月 日

事業場名 _____

仕 様 書

1 件名

令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 対象車両

発注者（兵庫労働局、兵庫県下各労働基準監督署、各公共職業安定所）所有の自動車及び、臨時契約車両（レンタカー）。

4 仕様

- (1) 購入物件は、レギュラーガソリンのみとする。
- (2) 給油カード等を利用し、全国の系列給油所（有料道路内の給油所は除く）で給油出来るシステムであること。
- (3) 各官署（別紙「所在地一覧表」参照）の概ね半径5km以内に系列の給油所があること。
ただし有料道路内の給油所は除外する。
- (4) 料金計算は給油所個々の設定価格によるものではなく、契約事業者との間で取り決めた契約単価を適用すること。
- (5) 給油カード等は車両1台につき1枚ずつ配付すること。
また、レンタカー用として、兵庫労働局と各官署に予備カードを必要枚数配布すること。
- (6) 請求書提出以前に給油日及び給油量が車両ごとに管理でき、書面で提出できること。
（利用明細書・請求内訳書などの書面で確認できること。）
- (7) 給油カード等に車両番号を登録できること。
また給油の都度、納入数量の明記された書面（レシート等）を提出すること。
- (8) 所有車両の更新等があった場合、給油カード等を無償で交換すること。
- (9) 給油カード等について、以下の仕様のもは不可とする。
 - ①クレジット機能を有しているもの。
 - ②入会金または年会費等を必要とするもの。
 - ③支払方法が口座振込以外に限定されているもの。
- (10) 請求書は、給油日の属する月分を、1か月ごとに取りまとめ提出すること。
- (11) 請求書は、1ヶ月ごとに発注者指定の区分に納入量を取りまとめ、契約単価を乗じ

て得た金額に消費税等率を乗じて積算した金額を、その翌月に「官署支出官 兵庫労働局長」（以下「官署支出官」という。）に対し請求しなければならない。

消費税相当額を算出する際に生じた1円未満の端数については、切り捨てとする。

5 年間購入予定数量

年間 24,000 リットル

（なお、予定数量を増減した場合においても、契約書記載の契約単価を適用する。）

6 価格改定

(1) 資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査のうち、兵庫県のレギュラーガソリンの1ℓあたりの給油所小売価格（以下「公表価格」という。）に基づいて、価格の見直しを行う。

(2) 毎月第3週の公表価格及び契約締結月（価格改定を行ったことがある場合は変更契約月の第3週の公表価格（以下「基準価格」という。）の消費税を除いた価格の差額が±3円以上となった場合は、契約単価に調整額を加算した額を翌月以降の契約単価とする。

なお、上記以外の理由で契約単価を変更する変更契約を締結した場合、下記調整額に基づく価格改定については、当該変更契約を加味したうえで検討する。

※調整額（税抜）＝（差異が生じた月の第3週の公表価格－基準価格）／（1＋消費税率）

※調整額（税抜）については、小数点第3位以下は切り捨てとする。

7 仕様内容の確認

現契約事業者及び系列を同じくする事業者以外の者が本入札に参加する場合は、各官署の概ね半径5km以内に所在する給油所等の名称・所在地を一覧にして、入札参加申込時に提出すること。

8 その他

(1) 落札者の決定は、購入予定数量に基づく総価による最低価格落札方式とするが、契約にあたっては落札金額算定の基礎となった1リットルあたりの単価による契約とする。

(2) 算定の基礎となる単価は小数点以下第2位までで設定すること。

(3) 購入予定数量が前後した場合にも、当該単価を適用すること。

(4) 本件業務の処理について、第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

(5) 各事業者においては、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

(6) 契約に関する問題が発生した場合は、直ちに下記契約担当部局へ連絡すること。

契約担当部局

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課 会計第一係 手塚

TEL 078-367-9173 Mail: tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

(7) 業務の履行を証明する資料（納品書等）の提出を上記（6）まで行うこと。

所在地一覧表(令和7年4月現在)

	官 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	兵庫労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078-367-9173
2	ハローワーク助成金デスク	651-0083	神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階	078-221-5440
3	神戸東労働基準監督署	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	078-389-5336
4	神戸西労働基準監督署	652-0802	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-570-0086
5	尼崎労働基準監督署	660-0892	尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階	06-7670-4927
6	姫路労働基準監督署	670-0947	姫路市北条1-83	079-256-5794
7	伊丹労働基準監督署	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎3階	072-772-6224
8	西宮労働基準監督署	662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3階	0798-26-3734
9	加古川労働基準監督署	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-458-8468
10	西脇労働基準監督署	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎4階	0795-22-3366
11	但馬労働基準監督署	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
12	相生労働基準監督署	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎3階	0791-22-1020
13	淡路労働基準監督署	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591
14	神戸公共職業安定所	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4605
15	(神戸港労働出張所)	650-0042	神戸市中央区波止場町6-11	(078-351-1671)
16	(三田出張所)	669-1531	三田市天神1-5-25	(079-563-8609)
17	灘公共職業安定所	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7986
18	尼崎公共職業安定所	660-0827	尼崎市西大物町12-41 アマゴツタ2階	06-7664-8600
19	西宮公共職業安定所	662-0911	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南合同庁舎(旧消防庁舎)	0798-22-8617
20	姫路公共職業安定所	670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-4433
21	加古川公共職業安定所	675-0017	加古川市野口町良野1742	079-421-9293
22	伊丹公共職業安定所	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8625
23	明石公共職業安定所	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2279
24	豊岡公共職業安定所	668-0024	豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	0796-23-3101
25	(香住出張所)	669-6544	美方郡香美町香住区香住844-1	(0796-36-0136)
26	(八鹿出張所)	667-0021	養父市八鹿町八鹿1121-1	(079-662-2217)
27	(和田山分室)	669-5202	朝来市和田山町東谷105-2	(079-672-2116)
28	西脇公共職業安定所	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
29	洲本公共職業安定所	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-0620
30	柏原公共職業安定所	669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
31	(篠山出張所)	669-2341	丹波篠山市郡家403-11	(079-552-0092)
32	龍野公共職業安定所	679-4167	たつの市龍野町富永1005-48	0791-62-0981
33	(相生出張所)	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎1階	(0791-22-0920)
34	(赤穂出張所)	678-0232	赤穂市中広字北907-8	(0791-42-2376)
35	西神公共職業安定所	651-2273	神戸市西区糀台5-3-8	078-991-1100

※年度途中に変更または追加となる場合がありますので、適宜対応すること。

契約書（案）

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、現品を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

契約金額 1リットルあたり ○○円（税抜）

（1リットルあたり ○○円（税込））

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（留意点）

第2条 契約における留意点は、別添仕様書記載のとおりとする。

（納品検査）

第3条 甲は給油カードにより発注し、給油所においては、甲または甲の指定する職員の立会いのもと納入し、納入数量の明記された書面を提出しなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（不合格品引取）

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は

乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定す

る期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第15条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権

を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当

該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇△-△-△
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

申込人
所在地
事業所名
代表者名

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

1. 件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

3 電子調達システムへの対応予定時期

※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(代理人用)

委 任 状

私儀
を代理人と定め、下記の権限を委任いた
今般
します。

記

1. 件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる
復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者
所在地
事業所名
代表者名

(復代理人用)

委 任 状

今般
いたします。

私儀
を復代理人と定め、下記の権限を委任

記

1. 件名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）
2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者（代理人）
所在地
事業所名
代表者名

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

1. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

・・・1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所在地
事業所名
代表者名
代理人(復代理人)

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 令和7年度 官用車・レンタカー用ガソリン購入契約（単価契約）

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ 不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

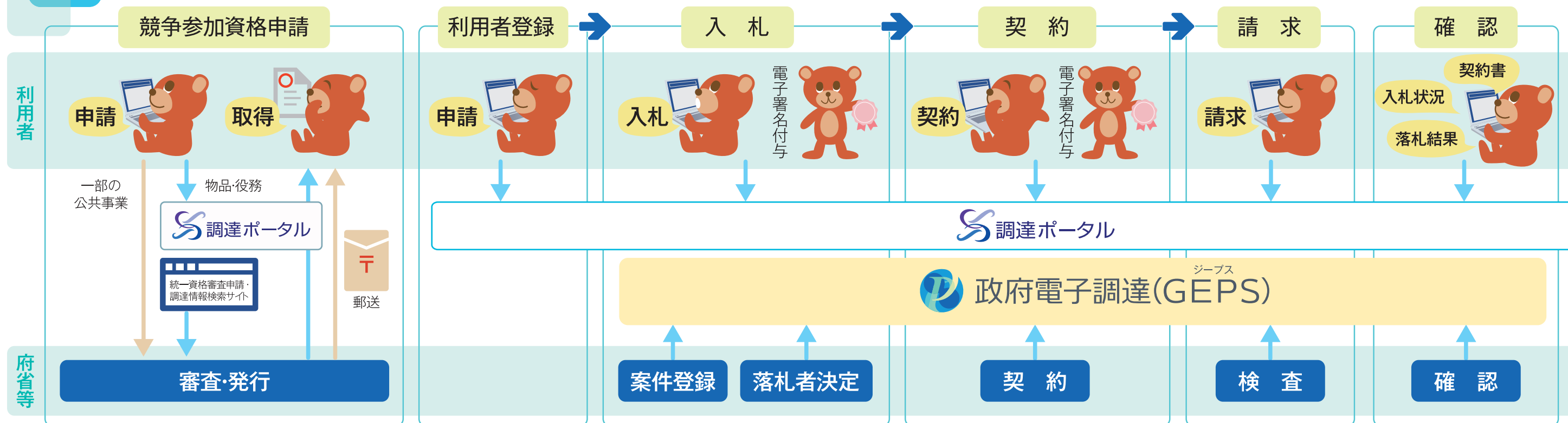
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。